

＜明治からの日本の教育史＞

年	事柄	解説
1871(明治4)	文部省設置	中央諸官庁の改革に伴う。
1872(明治5)	学制発布	わが国、近代的学校制度の開幕、男女皆学、フランスの制度に範を仰ぐ「学事奨励に関する被仰出書」。高等学校は、才能によるが「幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざる」は父兄の責任だとした。義務教育志向、現実との乖離。
1879(明治12)	教育令制定	帝国大学令、師範学校令、小学校令、中学校令を制定。令は勅令、国家統制強化、国家主義教育の確立。
1886(明治19)	学校令制定	初代文部大臣森有礼が実施。小学校令・中学校令・帝国学校令・師範学校令の4つの学校令。小学校令で、就学義務が規定される。
1889(明治22)	大日本帝国憲法 (明治憲法)制定	天皇を中心とする国家体制。教育を受けることは、国家(天皇)に対する臣民の義務。
1890(明治23)	教育勅語 (教育ニ関スル勅語)発布	儒教思想に基づく国家主義的な国民教育の基本理念。
1900(明治33)	小学校令改正 就学義務の猶予・免除	授業料不徴収(無償制)が規定され、近代的な義務教育制度が完成。義務教育4年制の実施。 小学校令では児童「病弱・発育不完全」、保護者「貧窮」の場合は猶予。児童「療癩・白痴・不具癩疾」、保護者「貧窮」の場合は免除。ヘルバルト派教育法の隆盛
1903(明治36)	小学校令改正	国定教科書制度の実施。
1907(明治40)	小学校令改正	義務教育年限を6年に延長
1917~19(大正6~8)	臨時教育会議の改革	教育制度全般の見直し、修身教育の強調、兵式体操の振興(後に現役将校配属学校教練実施)。
1918(大正7)	大正自由教育運動の始まり 大学令の公布	自由画運動、創作童話、童謡、私立学校の活躍。
1926(大正15)	幼稚園令公布	●倉橋惣三(1882~1955) 大正自由教育思潮及び当時の社会事業の影響のもとで自己の幼児保育論—誘導保育論—を形成、戦後の幼児保育に大きな影響を与えている。『幼稚園真諦』。
1937(昭和12)	教育審議会設置	内閣直属の諮問機関。戦時教育体制の確立に努める。
1941(昭和16)	国民学校令公布	国民学校による初等教育開始。義務教育年限8年間(未実施)。教育内容には合科・総合教授を導入。
1946(昭和21)	日本国憲法制定	国民すべてに教育を受ける権利を保障。
1947(昭和22)	教育基本法公布 学校教育法公布	戦後教育の基本理念・教育制度の基本を宣言。 機会均等の原則に立ち、単線型学校体系を構想。
1949(昭和24)	教育公務員特例法公布 教育課程審議会設置	教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定。 文部省に設置された教育内容を検討する文部大臣の諮問機関。 学習指導要領の改訂作業を中心に行う。
1952(昭和27)	中央教育審議会設置	文部大臣の諮問機関。教育に関する重要施策の調査審議。
1956(昭和31)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律公布	公選制であった旧教育委員会を廃止し、任命制の教育委員会を設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱などについて規定。
1984(昭和59)	臨時教育審議会設置	教育の基本的な在り方などを討議するため、総理府に設置された内閣直属の諮問機関。
1990(平成2)	生涯学習審議会設置	「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」に基づいて設置。
1992(平成4)	学校週5日制実施	2学期から月1回第2土曜休校。
1995(平成7)	学校週5日制(第2弾)実施	月2回第2第4土曜休校
2002(平成14)	完全学校週5日制実施	教育改革プログラムに基づき実施される。